第２節　更生会社の解散
第１　更生会社の解散
　更生会社は、更生計画認可決定日に解散し、清算株式会社となる。
第２　清算人
１　清算人の選任
　前記第１により解散する更生会社の清算人は、下記の管財人とする。
記
清算人の氏名　山　本　幸　治
２　清算人の任期
　清算人の任期は、更生会社について清算が結了する時までとする。
３　清算人の補充又は増員
　任期内に清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、更生裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、変更又は補充により選任された清算人の任期は、前任者と同期間とし、増員により選任された清算人の任期は、他の清算人の残任期間と同期間とする。
４　清算人の報酬
　清算人の報酬は、更生裁判所の許可を得て管財人が決定する。
第３　清算結了
　更生会社の清算は、本更生手続終結決定の時をもって結了する。
第１０章　その他必要的記載事項等（省略）
別表１乃至９（省略）

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始